

オーダーメイド集計の利用条件等の見直しの検討状況

平成 27 年 7 月 17 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

1 背景

○ いわゆるオーダーメイド集計（統計法第 34 条）について、制度開始以降、利用実績は伸び悩んでおり¹、他方、統計を含む行政が保有するデータの民間活用しビジネス創出を進める機運が高まっており、調査票情報等の提供及び活用に係るサービスの充実や利用条件の見直し等による一層の利用拡大が求められている²。また、欧米等諸外国においては、一般的にオーダーメイド集計について特段の利用目的制限を設けておらず、ビジネス目的でも利用が可能とみられる。³

こうした背景を受け、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においては、「セキュリティレベルや調査票情報等の匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性、諸外国における取組状況等を総合的に勘案した上、法制度上の整理を含め、（略）オーダーメイド集計における利用条件の緩和に向けた検討」を行うこととされた。

【参考】公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）抜粋

【別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策】

第 3 公的統計の整備に必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(1) 調査票情報等の提供及び活用

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ オーダーメイド集計については、 <u>利用条件を緩和する方向で検討を進める</u> 。また、オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。 さらに、利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	総務省、各府省	平成 26 年度から検討する。

2 オーダーメイド集計の要件緩和

○ オーダーメイド集計の利用条件（学術研究目的の利用）について、「経営計画への利用など営利目的も可としないと利用は厳しい」や「研究成果の公表義務はハードルが高い」など民間企業ヒアリングの意見を聴取しつつ統計データの二次的利用促進に関する研究会における意見を踏まえ、以下のとおり基本的な考え方を整理。

- ・ 企業の研究利用の促進を図りつつ、利用目的や公表義務など利用者にある程度の制約を課す。このため法改正をせず、法第 34 条で規定する「学術研究の発展に資すると認める場合（その他の総務省令で定める場合）」を前提として省令の要件（以下すべてに該当）を見直す。

- ①学術研究の発展に資すると認められる場合
- ②統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること
- ③統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること⁴

¹ 「平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（平成 24 年 9 月統計委員会）

² 「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) においては、「統計データについては、透明化・オープン化、オンライン調査の徹底を、公的統計の整備に関する新 5 か年計画の策定に反映させ、その推進を図る」とされている。また、基本計画においては、「骨太方針においては、統計データの透明化・オープン化等を、第Ⅱ期基本計画の策定に反映し、その推進を図ることとされており、調査票情報等の提供及び活用に係るサービスの充実や利用条件の見直し等による一層の利用拡大が求められている。」とされている。

³ 第 12 回統計データの二次的利用促進に関する研究会（平成 24 年 3 月）資料 1

⁴ 匿名データの学術研究の発展に資すると認められる提供の要件は、①～③に加え、「匿名データを統計の作成等にものみ用いること」、「匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること」すべてに該当することが求められる。

現行の要件（すべてに該当）	見直し案（すべてに該当）
<u>学術研究の発展に資すると認められる場合（①）</u>	（変更なし）
<u>統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること（②）</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">＜ガイドライン＞</p> <p>一旦公表された学術研究の成果が副次的に営利目的に利用されることは可だが、<u>公表前の営利目的利用は禁止</u></p> </div>	<u>統計成果物を研究の用に供すること</u> <ul style="list-style-type: none"> 学術研究の用に供することを直接の目的としなくとも、例えば、営利企業が通常の企業活動の一環として研究を行う場合も可とするもの。ただし、学術研究の発展に資すると認められる研究であることが必要。（「学術研究」という表現により、企業等の利用が制約を受けるという印象をもたれており、「研究」とすることで企業の利用の促進効果も期待される。） <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">＜ガイドライン＞</p> <p style="text-align: center;"><u>成果等の公表は、営利目的利用後でも可とする。</u></p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、シンクタンクが調査研究業務に使う場合であって、成果をまず顧客に対して報告した後、公表することを可とするもの。
<u>統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること（③）</u>	<u>「研究成果」又は「統計成果物そのもの（オーダーメイド集計の集計結果）と研究の内容（統計成果物を用いた概要がわかるもの）」が公表されること。</u> <ul style="list-style-type: none"> 学術研究の発展に資するため、公表要件自体は引き続き必要。ただし、上記のとおり、研究成果等の公表は、営利目的利用後でも可。 また、「統計成果物と研究の内容」が公表されることにより、他者が同様の研究を実施できると考えられるため、公表対象の選択肢として追加。 <p>※ 公表に当たっては、通常の企業活動の一環として研究を行う場合に配慮して、研究等の完了から公表までのタイムラグ（原則1年程度）を認める。</p>

○ 上記の考え方を踏まえ、省令、告示、ガイドラインの見直し作業に着手。下記3も含めその検討状況は別添のとおり。

3 オーダーメイド集計・匿名データの利用手続等の見直し

- オーダーメイド集計・匿名データの利用手続についても、利用者の利便性の向上や審査事務の効率化等のため、法人による利用の場合の本人確認手続について法人の代表者の生年月日の記載や証明書（運転免許証等）の提出を不要とするといった手続の見直しも行う。
- 匿名データ作成の諮問手続に係る見直しも併せて行う。

4 今後の予定

平成 27 年秋 省令のパブリックコメント
平成 28 年 1 月 省令、総務省告示、ガイドライン⁵の改正
～ 3 月 各府省の運用手続の見直し
平成 28 年 4 月 施行

⁵省令（統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号））、告示（平成 21 年総務省告示第 457 号）、ガイドライン（委託による統計の作成等に係るガイドライン、匿名データの作成・提供に係るガイドライン）

省令、告示、ガイドラインの見直しの検討状況

1 オーダーメイド集計の要件緩和のポイント

(1) 省令案（今後法令審査による変更ありえる）

（委託による統計の作成等を行うことができる場合）

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ 統計成果物を ~~学術~~研究の用に供すること ~~を直接の目的とすること~~。

ロ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

(1) 統計成果物を用いて行った ~~学術~~研究の成果が公表されること。

(2) 統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要が公表されること。

(2) ガイドライン案

ア 申出書に記載される研究の目的・内容等による研究の審査

○現行 学術研究の確認

当該学術研究の重要度や有用性を評価するものではないが、統計成果物を提供する学術研究としての、公益性、すなわち社会通念上に適当と認められることが必要

○見直し案 学術研究の発展に資する研究の確認

科学的な分析を伴う研究であれば、基本的に学術研究の発展に資すると認められる。研究の目的・意義や分析内容が不明確な場合は、一般の利用可能性が見込まれず、学術研究の発展に資すると認められない。

イ 研究成果等公表前の営利目的利用

○現行 学術研究の用に供することを直接の目的とするものの確認

学術研究目的に一部営利目的が含まれている場合であっても、当該研究の成果が学術論文等として公表され、社会に還元された後に、当該学術論文に掲載されたものが営利目的で利用されるように、主として学術研究目的で利用され、公表されたものが副次的に営利目的で利用される場合であれば認められる。しかし、当該研究の成果の直接的な利用目的が、企業等の組織内部における業務上の資料として使用される場合や特定の顧客に対するレポート作成の基礎資料とされるような場合は認められない。

○見直し案

研究成果等の公表は、営利目的の利用後か否かは問わない。

ウ 研究成果等の公表を行わないなどの場合

○現行

承諾された利用目的以外の利用を行う行為、その他の法令違反・契約違反・国民の信頼を損なう行為について、1～12か月の委託申出を禁止

○見直し案

継続的な公表を求めるとともに、現行に加え、正当な理由なく利用後の利用実績報告書の提出をしない場合、正当な理由なく成果等の公表を行わない場合、正当な理由なく成果等の公表を速やかに中止する行為についても、1～12か月の委託申出を禁止。また、国は、このような場合、統計成果物及び委託申出書又は依頼書等に記載された内容を公表できるものとする。

2 オーダーメイド集計・匿名データの利用手続の見直し

<p>①利用者による申出書(委託申出書又は提供依頼申出書)の作成・送付</p>	<p>○<u>法人による利用の場合の本人確認手続について、法人の代表者の生年月日の記載や証明書(運転免許証等)の提出は不要とする。</u> (省令・告示・ガイドライン改正)</p> <p>○申出書について、提供希望年月日の希望理由の記載を不要とする。 (告示・ガイドライン改正)</p> <p>○<u>法人による利用の場合の本人確認手続について、証明書類として提示又は提出を求めている登記事項証明書・印鑑登録証明書について、原本ではなく写し(コピー)で可とする。</u> ※ 省令は写しでよいと解釈可能。 (ガイドライン改正)</p> <p>○(独)統計センターが提供事務を行っているものについて、複数府省が所管する統計調査のサービスの提供を受ける場合、所管府省ごとに申出書を作成することとなっているが、まとめて1件の申出として処理してもよいこととする。 (ガイドライン改正)</p>
<p>②依頼申出書の審査、手数料額積算、手数料額・審査結果等の通知</p>	<p>○匿名データの利用場所が日本国外である場合、過去に匿名データの利用経験があり、同一の利用条件(利用環境)の下で新たに申出を行う場合、来日によるヒアリング対応を免除する。 (ガイドライン改正)</p> <p>○提供の諾否通知について、「文書により通知する」としているが、電子メールによる連絡でも問題ない旨を明確化する。 (ガイドライン改正)</p>
<p>③利用者による依頼書、契約書類の作成・送付</p>	<p>○オーダーメイド集計について、契約書の作成を省略できるようにする。(収入印紙及び郵送料の軽減となる。契約内容の明確化については、承諾通知書への契約約款の添付等により担保する。)</p> <p>※ 会計法第29条の8第1項の規定に基づく予決令第100条の2第1項の規定による。</p> <p>○会計法(昭和22年法律第35号) 第二十九条の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政令で定める場合においては、これを省略することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号) (契約書の作成を省略することができる場合) 第百条の二 会計法第二十九条の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 <u>第七十二条第一項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が百五十万円(外国で契約するときは、二百万円)を超えないものをするとき。</u></p> <p>二 せり売りに付するとき。</p> <p>三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。</p> <p>四 第一号に規定するもの以外の随意契約について各省各庁の長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。</p> <p>2 各省各庁の長は、前項第四号の規定による認定をしようとするときは、</p>

	<p>財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 財務大臣は、前項の協議が整ったときは、会計検査院に通知しなければならない。</p> <p>(ガイドライン改正)</p> <p>○匿名データの依頼書について、利用期間の始期及び終期を記載することとなっているが、終期のみとする。(準備出来次第、できるだけ速やかにデータ提供するため。なお、申出書については既に対応済み。)</p> <p>(告示・ガイドライン改正)</p>
その他	<p>○代理人について、所属・連絡先等の変更があった場合の手続を明確化する。(ガイドライン改正)</p> <p>○公的機関(各府省、都道府県等)が利用者となる場合の手続を明確化する。(省令、ガイドライン改正)</p> <p>○その他誤植等の修正(省令、告示・ガイドライン改正)</p>

※ 利用実績報告書の様式中依頼書の提出年月日を申出書の提出年月日に変更することを検討したが、対象の明確化の観点から従前どおりとする。